

**令和 8 年 8 月 13 日からの大雨並びに台風 25 号により住家に被害を受けた
埼玉土建国保の被保険者のみなさま
～申請により国民健康保険料が免除されます～**

<対象者と申請期限>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、床上浸水以上の被害を受けた組合員

①令和 8 年 8 月 13 日からの大雨災害

対象地域		災害救助法 適用日	申請期限
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、 佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、 鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、 九十九里町	2026 年 8 月 13 日	2027 年 2 月 28 日

②令和 8 年台風 25 号による災害 上記①の対象地域と下記地域

対象地域		災害救助法 適用日	申請期限
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、 流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、 匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、 長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	2026 年 9 月 20 日	2027 年 3 月 31 日
東京都 (1 町)	大島町	2026 年 9 月 21 日	2027 年 3 月 31 日

<申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」（所属支部にあります）に必要な事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

<免除期間>

被害の程度	免除期間
組合員の住家が風水害等の災害により全壊	3 カ月間の保険料免除
組合員の住家が風水害等の災害により半壊	2 カ月間の保険料免除
組合員の住家が風水害等の災害により床上の冠水	1 カ月間の保険料免除

お問い合わせは
所属の支部 または 国保組合業務課 ☎ 048-839-0071